

# テーマ1

## 納税義務

### ● このテーマの学習内容 ●

| 項目及び内容 |                             |
|--------|-----------------------------|
| 1－1    | 個人住民税の概要                    |
| 1      | 概 要                         |
| 2      | 均等割                         |
| 3      | 所得割                         |
| 4      | 利子割                         |
| 5      | 配当割                         |
| 6      | 株式等譲渡所得割                    |
| 1－2    | 均等割及び所得割の納税義務               |
| 1      | 道府県民税                       |
| 2      | 市町村民税                       |
| 3      | 道府県民税均等割について                |
| 4      | 賦課期日との関係                    |
| 1－3    | 利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納税義務       |
| 1      | 納税義務者及び課税団体                 |
| 2      | 利子割の課税対象となる利子等              |
| 3      | 配当割の課税対象となる特定配当等            |
| 4      | 株式等譲渡所得割の課税対象となる特定株式等譲渡所得金額 |
| 1－4    | 人的非課税                       |
| 1      | 所得割及び均等割の非課税                |
| 2      | 所得割の非課税                     |
| 3      | 均等割の非課税                     |

# 1-1 個人住民税の概要

## 1 概 要

個人の住民税は、住民に広く薄く均等の額によって課する「均等割」と、応能負担の観点から所得の多寡に応じて課する「所得割」で構成されている。

また、この他、預貯金の利子等や上場株式の配当等、さらには、源泉徴収を選択した特定口座に係る上場株式等の譲渡益に対しても「利子割」、「配当割」、「株式等譲渡所得割」という道府県民税が課税されることとされている。

|       |       | 税 率         |           |
|-------|-------|-------------|-----------|
| 個人住民税 | 道府県民税 | 均 等 割 ..... | 年額 1,500円 |
|       |       | 所 得 割 ..... | 原則 4 %    |
|       |       | 利 子 割 ..... | 5 %       |
|       |       | 配 当 割 ..... | 5 %       |
|       |       | 株式等譲渡所得割 .. | 5 %       |
|       | 市町村民税 | 均 等 割 ..... | 年額 3,500円 |
|       |       | 所 得 割 ..... | 原則 6 %    |

※ H30年度から指定都市の所得割の税率は、原則道府県民税 2 %、市町村民税 8 %とされる。

## 2 均等割（法23①一、292①一）

均等割とは、均等の額により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

## 3 所得割（法23①二、292①二）

所得割とは、所得により課する道府県民税及び市町村民税をいう。

## 4 利子割（法23①三の二）

利子割とは、支払を受けるべき利子等の額により課する道府県民税をいう。

## 5 配当割（法23①三の三）

配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額により課する道府県民税をいう。

## 6 株式等譲渡所得割（法23①三の四）

株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額により課する道府県民税をいう。

## 1-2 均等割及び所得割の納税義務

---

### 1 道府県民税（法24①一、二）

- 1 道府県内に住所を有する個人
  - … 均等割額及び所得割額の合算額
- 2 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの
  - … 均等割額

### 2 市町村民税（法294①一、二）

- 1 市町村内に住所を有する個人
  - … 均等割額及び所得割額の合算額
- 2 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その市町村内に住所を有しないもの
  - … 均等割額

#### 《留意点》納税義務の判定の基本

「住所」があったら均等割と所得割が課税され、住所がなくても「事務所、事業所又は家屋敷」があったら均等割だけ課税されればよい。

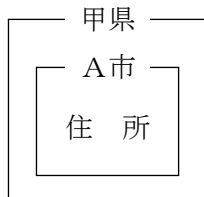
なお、同じ市町村の中に住所も事務所もあるというような場合の均等割は住所分と事務所分というように複数課税されることはなく、一つの市に対してかかる均等割は一つだけである（特別区及び政令指定都市については区ごとに課税される。）。

## 【設 例】

次のそれぞれの者の納税義務を答えなさい。

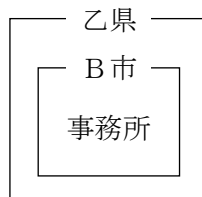
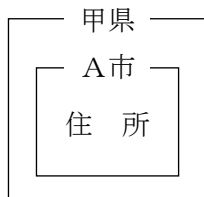
### 〔ケース１〕

甲県A市に住所を有する甲



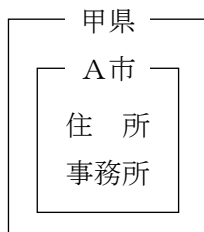
### 〔ケース２〕

甲県A市に住所を有し、乙県B市に事務所を有する乙



### 〔ケース３〕

甲県A市に住所を有し、同県同市に事務所を有する丙



## 【解 説】

|        | 納 税 義 務 |   |         |            |
|--------|---------|---|---------|------------|
| 〔ケース１〕 | 甲県民税    | … | 均等割＋所得割 |            |
|        | A市民税    | … | 均等割＋所得割 |            |
| 〔ケース２〕 | 甲県民税    | … | 均等割＋所得割 | 乙県民税 … 均等割 |
|        | A市民税    | … | 均等割＋所得割 | B市民税 … 均等割 |
| 〔ケース３〕 | 甲県民税    | … | 均等割＋所得割 |            |
|        | A市民税    | … | 均等割＋所得割 |            |

